

騙しのテクニックにご注意!!

先日皆様に送付されたハートランド株式会社の「債務不存在確認請求事件」という葉書及び文書は、皆様を惑わせる巧妙な罠です

- 我々が勝訴した「債務不存在確認請求事件」は、福岡地方裁判所が下した下記判決に対し、会社側が不服とした控訴審・上告審でも、高裁と最高裁が棄却し地裁の判決を支持したことで確定したものです。この判決は最高裁判例として、万人に通用する普遍性を持っています。

平成 27 年（ワ）第 289 号 債務不存在確認請求事件
判 決
会社と所有者との間には管理契約が存在せず、管理費の請求は認められない。

- 一方会社側が示した「債務不存在確認請求調停事件」は、地裁よりも下位の大阪簡易裁判所が、契約解除を求めた個人と会社間の調停をして、合意事項を決定したもので判決ではありません。また当事者以外には何の関係もありません。

大阪簡易裁判所 令和 2 年（ノ）第 10106 号 債務不存在確認請求調停事件
決 定
1. 申立人（原告）X と相手方（被告）ハートランド株式会社は、（中略）
平成 9 年 4 月 1 日付 **管理契約を、本日、合意解除** する。
2. 前項の合意解除の帰結として①水道管を利用しないこと、②すべての水を利用しないこと、③私道を一切通行しないこと、④以下省略

- 会社は「裁判訴訟の結果を踏まえた通知書」を送付し、「この裁判所の決定書において、管理契約の有無にかかわらず、管理費をお支払いいただけない人は、当社らの私設道路、私設水道は使えないと明確に決定が下されています」と主張していますが、これは何の根拠もない全くのでたらめ、嘘です。
- 既に相談開始している弁護士に確認しましたが、基本的に同じ見解でした。

この決定は当事者同士にしか効力はなく「管理費を支払わない人すべてが私設道路・私設水道が使えない」ということにはならない。法律に詳しくない人々を騙すテクニックと言わざるを得ない。管理会社に騙されないようくれぐれもご注意ください !!